

国の中小企業対策に関する重点要望

2017年7月14日
東京商工会議所

わが国経済は、不確実性を増す国際情勢が懸念されるものの、緩やかな回復基調にある。しかしながら、約20年間にわたるデフレ体質がわが国の本格的な「成長する経済」への軌道変更を阻んでいる。デフレマインドは消費者のみならず、中小企業・小規模事業者にも定着し、事業者は先行きに対して自信を持たずに設備投資や新分野進出など、チャレンジに対する積極性を失っている。このことがわが国の潜在成長率が低位に留まる一因となっている。

このような現状を打破し、わが国が持続的な成長を遂げるためには、日本の企業数の99.7%を占める中小企業・小規模事業者が将来に対する希望を持ちつつ、「人手不足の解消」や「生産性向上」、「円滑な事業承継」など、喫緊の諸課題を解決して、活力を取り戻すことが重要である。これらの課題の克服は困難ではあるが、第四次産業革命の進展に伴い、IoTやAI、ロボットなど新たな産業や技術が次々と誕生している状況を好機と捉え、新たな技術を積極的に活用するとともに、「多様な人材の活躍」や「ICTの利活用」により、人手不足を克服し、生産性向上を強力に推し進めるべきである。また、経営者年齢のピークがこの20年間で47歳から66歳と約20歳上昇していることから、今後、数年で代表者が大幅に交代する「大企業承継時代」の到来は必至である。来るべき時に備え、円滑な事業承継に向けた環境整備を行うべきである。

上記の課題解決に向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、経営資源の限られた中小企業・小規模事業者には限界があることから、経営力の底上げに向けて、政策面での後押しや環境整備を行うべきである。日本の企業数の太宗を占める中小企業・小規模事業者の経営力向上は、ひいては日本経済の浮揚のきっかけにもつながるものである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。当商工会議所は、中小企業の持続的な成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、政府におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

記

I. 新たなイノベーションの創出による生産性向上と多様な人材の活躍推進による人手不足解消

1. Society 5.0の実現に向けたイノベーションの創出

(1) 新製品やビジネスモデル開発、生産性向上に向けた支援

わが国において、新製品・ビジネスモデル開発や生産性向上を図るためには、産業全体による取り組みと個社の取り組み双方を推進する必要がある。蒸気機関の発明から始まり、自動車やコ

ンピュータ、そしてインターネットなどの画期的な発明は、その時代の常識や価値観に大きなインパクトを与え、利便性や生産性を飛躍的に向上させてきた。そして現在、第4次産業革命を迎えるにあたり、流通BMSやF i n T e c hに代表されるプラットフォームの変革はバリューチェーンやサプライチェーン全体の生産性の飛躍的な向上につながる。先般発表された「未来投資戦略2017」においても、第4次産業革命のその先を見据え、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、様々な社会課題を解決する「S o c i e t y 5 . 0」を目指していくことが記載されていることから、そのための取り組みを強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残される中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援も必要である。

また、個社の取り組みにおいては、製造業とサービス業の垣根が低くなるなど、新たな流れが生まれつつあることから、時代に対応した新製品開発やビジネスモデルの創出に向けた支援を強化するとともに、I o T、ロボット、A Iなどの新技術を積極的に活用したり、それらを用いた新たな事業分野に参入できるよう後押しされたい。

同時にこれらのイノベーションや成長の後押しに向けては、阻害する規制の撤廃や緩和が重要である。時代に適合しない規制は積極的に撤廃・緩和を検討されたい。あわせて、これらの取り組みを今後も継続させるため、産業競争力強化法は延長すべきである。

【要望内容】 <経済産業省、内閣府、その他関係府省庁>

- バリューチェーンやサプライチェーン全体に大きな影響や生産性向上をもたらすプラットフォーム変革の促進（流通BMSやF i n T e c h等）、変革に伴う中小企業への支援
- 新製品開発や新たなビジネスモデル創出に必要な施策の強化（ものづくり補助金の継続、サポイン事業の強化など）
- イノベーションや成長を阻害する規制の撤廃・緩和、産業競争力強化法の延長
- I o T、ロボット、A Iなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援（専門家による導入支援、好事例の周知強化など）

(2) 企業間・産学官連携の推進、中小企業の知的財産の創造・活用・保護に対する支援

昨今、製造業とサービス業の垣根が低くなりつつあり、中小企業が新製品やビジネスモデルを創出することは単独の経営資源では困難になりつつある。企業間や大学、研究機関との連携は、弱みや足りない部分を補完するとともに、強みが掛け合わさることで大きな相乗効果を生み出し、非常に有効である。しかしながら、これらを有機的に結び付けるには、コーディネーターがその成否を分けることから、マッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成強化が必要である。また、さらなる産学官連携促進のため、国公立の大学・研究機関が持つ特許を中小企業が事業化評価する間、中小企業に無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する取り組みの拡大や、適切な権利配分に向けた契約書のひな形の提供、および多様なケースに対応するための契約時の留意点紹介など、契約締結時の支援も行うべきである。

さらに、中小企業が今後も持続的な成長を遂げるためには、研究開発した技術やノウハウなどを知的財産として認識し、オープン&クローズ戦略などを経営に生かすことが重要である。については、中小企業の知的財産の活用を後押しするため、特許料金減免制度を抜本的に見直すことや、特許の申請書類を簡素化し手続き負担を軽減する環境整備を行うとともに、知財戦略を立案・推進できる人材育成への支援に注力されたい。

【要望内容】＜経済産業省、文部科学省、特許庁＞

- オープンイノベーションなど、企業間や産学官連携などに対する支援の推進
- 知的財産活用に向けた人材育成強化（マッチングから製品化まで支援を行うコーディネーター育成、総合的な知財戦略を立案・推進できる人材の育成）
- 国公立の大学や研究機関が保有する特許を中小企業が事業化評価する間、無償開放し、事業化後に有償のライセンス契約に移行する取組みの拡大（山口大学、徳島大学の特許開放モデルの展開）
- 契約書のひな形の提供や契約時の留意点を紹介する等、企業間や産学連携の契約提携時の支援
- 知財権の申請書類の簡素化（出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請、申請の簡易化や要件の宣誓方式への変更）
- 特許料減免制度における支援対象となる中小企業の拡大、実用新案・意匠・商標への制度導入
- 知財の事業性評価を活用した融資の推進（「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充等）

（３）独創的なアイデアにより新たな産業やビジネスモデルを生み出す起業・創業の促進

起業・創業は地域課題の解決や雇用の創出など地域経済の活性化のみならず、革新的な技術やサービスが投入されることで、新たな産業やビジネスモデルを生み出し、ひいては日本に大きな活力を与えるものである。創業希望者にとって、煩雑な創業手続きは大きな障壁となっていたが、「東京開業ワンストップセンター」において、法人設立８種類の手続きが窓口で受付可能となったことは、創業希望者の利便性に資するものと大いに歓迎したい。今後も「規制改革推進会議」における行政手続きの簡素化・効率化に合わせて、積極的な取り組みを求める。

また、創業企業が着実に中小企業へと成長するためには、創業前後から創業初期、そしてその後のシームレスな支援が必要である。事業性や成長性を重視した資金供給や創業後５年間の法人税免税・社会保険料の減免など、金融面や税制面での支援のみならず、その後の成長の重要な鍵となる販路拡大に向け、既存企業との接点の強化や、創業初期の企業と取引する既存企業に対するインセンティブ付与や債権保全制度の創設を通じ、創業初期企業の販路拡大を後押しされたい。

そして、創業に対する機運を高めていくためには、チャレンジすることを称え、失敗が糧として評価される文化の醸成が重要である。ついては、学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成などにも取り組まされたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省、他関係府省庁＞

- 創業時の開業手続きのさらなる簡素化、利便性向上
- 創業企業の着実な成長に向けた切れ目のない支援（創業補助金の継続拡充、創業後５年間の法人税免税・社会保険料減免）
- 創業初期企業の販路開拓やビジネスマッチングに対する支援（既存企業との商談や交流機会など、接点の強化、創業初期の企業との取引開始に対するインセンティブの付与、創業企業に対する債権を保全する制度の開設等）
- 学校教育におけるアントレプレナーシップの醸成（起業家教育の本格的な導入など）

2. 多様な人材の活躍促進や人手不足解消に向けた取り組みと人材育成の後押し

(1) 中小企業の人手不足解消に向けた施策の強化

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足は深刻さを増しており、事業継続が危ぶまれる企業も出始めている。わが国が今後も経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、「生産性向上」とともに、「多様な人材の活躍推進」に取り組む必要がある。今般取りまとめられた「働き方改革実行計画」は、そのきっかけとなるものとして、その考え方に基本的に賛同する。

「若年層」、「女性」、「高齢者」のそれぞれが労働市場に参画することが、企業ひいてはわが国の活力強化につながることから、そのための環境整備に努められたい。「若年層」については、中小企業の魅力を発信する上では、インターンシップの活用が有効であるが、経営資源の限られた中小企業にとっては負担感が大きく、取り組み方が分からない事業者も多いことから、負担軽減やノウハウ提供が必要である。あわせて、さらなる活用のため、インターンシップで得た学生情報については、広報・採用選考活動開始後学生自ら希望する場合は、企業が採用活動に使用できるようにすべきである。また、大企業から中小企業への労働移動が進むよう、産業雇用安定センター等の活用に向け、マッチング機能強化および周知PRを徹底されたい。「女性」については、保育所や放課後児童クラブの増設など、子育て支援は言うまでもないが、その費用は、安定財源の確保のためにも税による恒久財源で手当すべきである。

あわせて、「働き方改革実行計画」では、「同一労働同一賃金」など中小企業が対応に苦慮するものもあることから、ガイドラインにおいて定義を明確化するとともに、時間外労働の上限規制など、その他のテーマにおいても、周知期間や施行までの猶予期間を設け、中小企業が対応できるよう、十分な配慮をすべきである。

【要望内容】 <厚生労働省、財務省、内閣府>

- 人材採用に対する支援（インターンシップ推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、および学生情報活用の検討、中小企業の魅力発信、大企業から中小企業への労働移動の促進等）
- 「同一労働・同一賃金」や「時間外労働」など、「働き方改革実行計画」における中小企業への配慮（十分な周知期間や施行までの猶予期間の確保、定義や内容の明確化等）
- 多様な人材の活躍推進に向けた環境の整備
- 少子化対策・子育て費用は企業だけではなく、社会全体の負担である恒久財源（税）で手当すべき
- 最低賃金の検討にあたっては、最低賃金法第9条2項に「地域における労働力の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金の支払い能力」と定められた“3要素”を考慮のうえ議論すべき

(2) 生産性向上に資する人材育成の推進

「人材育成」や「職業訓練」は、中小企業の設備導入とともに「生産性向上」や、新たな技術開発等に資するものである。また、多くの需要が見込まれ、付加価値の高い産業への労働移動を促進するためにも「学び直し」の機会は欠かすことができない。大企業が組織内でのキャリアアップに向けた制度を十分に整備しているのに対し、中小企業・小規模事業者では経営資源も乏し

く、十分な体制整備を行うことは難しい。ついては、キャリア形成に資するジョブ・カード制度をさらに活用するとともに、IoTやAI、ビッグデータなどの情報技術や産業が進展し、プログラミングや統計など企業の求める能力やスキルも変化しつつあることから、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発に努められたい。特に、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上でのノウハウが乏しいなどの課題も多い。現在、これらの業種に行われている人材育成メニューをさらに拡充するとともに、人材育成の現場でのICTの活用や、様々なシチュエーションを作り出すことが出来るVR（バーチャルリアリティ）などの最新技術を活用されたい。

また、企業が生産性向上・価値向上を図るためには、従業員が健康かつ、元気に働くことが必要であり、健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」の重要性は年々高まっている。中小企業健康経営の普及・実践に向けた支援の強化、および健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化に努められたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞

- 人材育成におけるジョブ・カード制度の活用、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
- ものづくり技能の承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進や、「大人の武者修行」制度の拡充、日本版デュアルシステムの推進、職業高校や高等専門学校等の拡充、ICTやVR（バーチャルリアリティ）の活用等）
- 中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化、健康寿命の延伸に向けた取組強化（インセンティブ導入や支援人材育成、日本健康会議へのさらなる支援等）

3. 生産性向上のみならずこれからの持続的な成長に不可欠な中小企業のICT化

ICTの利活用は、規模によって、その程度の違いこそあれど、生産性向上を図り、持続的な成長を図る中小企業・小規模事業者にとっては、避けては通れない道である。しかしながら、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者からは、費用面や専門人材の不足に加え、「導入の効果が分からない」といった声も聞かれる。今年度より開始した、サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）は専門家等が伴走支援を行いつつ、ICTを導入することで、着実な成果が見込まれることから、本事業の継続・拡充とともに、社内外のバリューチェーンや業務フローの可視化に向けたコンサルティング支援や、ICT導入の効果が体感することができるショールーム設置支援を行われたい。また、業務効率化など「守りのICT投資」だけにとどまらず、新製品・新サービス開発や、顧客行動・市場分析などの「攻めのICT投資」が、今後中小企業にも求められることから、活用に向けた事例を積極的に発信すべきである。

ICTの利活用と同時に重要なのは、セキュリティ対策である。近年、世界規模でのサイバー攻撃が発生し、大企業のみならず、中小企業も自社の持つ技術や情報、ノウハウの流出の危機に晒されている。ついては、情報セキュリティに精通した専門人材の育成や、中小企業の情報セキュリティ対策や導入に向けた支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省＞

- 中小企業のICT利活用をさらに後押しするため、サービス等生産性向上IT導入支援

事業の継続・拡充

- ICT導入を促進するための業務やバリューチェーンの可視化、その実現に向けたコンサルティング支援
- 先進的な取り組み事例の積極的な発信、ITコーディネーター等、専門家育成の強化
- 中小企業がICT導入イメージを具体化できるよう、専門家派遣や事例紹介の他、ショールームの設置の支援
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのICT投資」推進に向けた積極的な事例発信
- 情報セキュリティに関する専門人材の育成、中小企業における情報セキュリティ対策や導入に向けた支援

4. 中小企業の生産性向上に向けた行政手続の簡素化および一層の規制・制度改革の推進

中小企業の労働生産性は、大企業の約2分の1に止まっていることに加え、特に労働集約型産業では人手不足が深刻な状況にある。このため、生産性の向上と働き方改革に同時に取り組んでいくことが不可欠であるが、生産性向上の障害や長時間労働の原因として、規制や行政手続の煩雑さを挙げる声も多い。

そのような中、本年3月、「規制改革推進会議」において、行政手続簡素化の3原則（①電子化の徹底（デジタルファースト）、②同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、③書式・様式の統一）、と簡素化を行う9つの重点分野（①営業の許可・認可、②社会保険、③国税、④地方税、⑤補助金、⑥調査・統計、⑦従業員の労務管理、⑧商業登記等、⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行）、およびこれらについて2020年までに20%のコスト削減を行うという目標を設定したことは、官民双方の働き方改革と生産性向上に資するものとして大いに歓迎したい。今後は、各省庁で作成した基本計画を確実に実行していくことが望まれる。加えて、別途検討するとされた従業員の納税に係る事務や行政への入札・契約に関する事務をはじめ、その他の重点分野以外の分野についても、重点分野と同様に手続コストの削減を確実に実行すべきである。

また、生産性向上をはじめ、新技術開発、新市場創出、国内投資拡大、雇用促進などに繋がる規制・制度改革についても、確実に実行すべきである。

【要望内容】＜内閣府、総務省および関係府省庁＞

- 社会保険や税制等における、提出書類の簡素化、統一化、提出先のワンストップ化
- 行政手続におけるICTの積極的な活用
- 補助金・助成金申請や報告に係る書類の簡素化、実績報告書の保存期間の短縮、審査期間の短縮

Ⅱ. 「大事業承継時代」の到来を控え、円滑な事業承継の実現に向けた環境整備

中小企業の経営者の高齢化が進展しており、当商工会議所の調査でも 60 歳を超える経営者の 5 割以上、70 歳を超える経営者の 8 割以上が 5 年以内に事業承継を行うと回答するなど、団塊世代の引退が本格化する今後数年の間に、事業承継のタイミングを迎える「大事業承継時代」の到来は必至である。直近 5 年間でも全国で 40 万社が減少している中、取引先の廃業によって、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われるなどの懸念が生じており、事業承継の問題は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題となっている。

しかしながら、事業を継続する意向があっても具体的な検討に至っていない経営者や、高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念される場所である。地域が活力を維持するためには、中小企業が保有する「価値ある事業」を後世に残すことが必要であり、円滑な事業承継に向けた環境整備を進めるべきである。

円滑な事業承継を進めていくためには、経営者自身による事業承継に対する課題認識が重要となることから、地域金融機関や支援機関を通じた「気づきの促進」を進めていく必要がある。昨年、10 年ぶりに事業承継ガイドラインが改訂されたところではあるが、内容のみならず名称も知らない経営者が多いことから普及を強化するなど、国による事業承継の機運醸成に努めるべきである。また、事業承継の課題は税務や法務、金融など、多岐に渡っていることから、事業承継の全体の課題を総合的に検討し、各々の専門家へ繋ぐことのできる人材の育成に努めるべきである。

一方で、事業承継に取り組む企業においても、税制上の問題をはじめとする多くの課題が残されている。現行の取引相場のない株式の評価方法は、企業価値を高めるほど、評価額が高くなるため、円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。平成 29 年度の税制改正においては、事業承継税制の緩和などが図られたものの、利用促進に向けて抜本的な見直しが必要である。あわせて、事業を引き継いだ後継者が、マネジメントや経営面において憂いなくバトンタッチできるよう、経営力の向上に向けた施策や研修などを充実させたい。

また、事業承継の手法において、「従業員承継」や「第三者承継」など親族外承継の割合が高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証ガイドラインの一層の周知や株式買取りに必要な資金調達等の支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターの果たすべき役割が大きいことから、大幅な予算拡充などを通じた事業引継ぎ支援体制の強化が必要である。

【要望内容】＜経済産業省、財務省＞

- 事業承継ガイドラインの周知や経営者の気づきを促進する取り組みの強化
- 事業承継の全体の課題を総合的に検討できる人材の育成
- 事業承継税制の抜本的な見直し（発行済議決権株式の「2/3 要件」の 100%への拡充、相続税の納税猶予割合の 100%への引き上げ、納税猶予後 5 年経過時点での納税免除、提出書類の宥恕規定の創設）
- 取引相場のない株式の評価額の見直し
- 従業員承継など親族外承継時の課題となる障壁の早期解消（経営者保証、株式の買い取り等）
- 事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターの予算拡充、事業引継ぎに係る費用の補助等）
- 親族内承継における後継者教育の充実

Ⅲ. 日本経済の基幹となる中小企業・小規模事業者の経営力底上げ

1. 中小企業・小規模事業者の経営力強化に向けた支援

(1) 中小企業・小規模事業者の経営力底上げに向けた施策展開

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、日本の企業数の99.7%を占め、雇用を通じて、財政や地域経済に大きく貢献している中小企業・小規模事業者の経営力の底上げを図る必要がある。昨年7月に施行された「中小企業等経営強化法」は、中小企業自らが「経営力向上計画」を策定することで、自社の強み・弱みを把握するとともに、固定資産税の軽減措置などの支援メニューが措置されており、自社の立ち位置を踏まえたさらなる成長を後押しすることが可能となっている。本計画は、4月末時点において19,284件が認定されており、中小企業の関心も非常に高いことから、今後も認定企業に対し、補助金申請時の加点や優先採択などの支援策を拡充し、本計画の作成を後押しすべきである。また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づく支援や、さらなる支援を検討されたい。あわせて、経営計画書を作成するなど、同様の支援スキームを持ち、小規模事業者の経営力向上に資する「小規模事業者持続化補助金」も継続・拡充を行うべきである。

中小企業施策の運用にあたっては、書類の簡素化など中小企業・小規模事業者の利便性に配慮した改善がなされているところではあるが、さらなる利便性向上に努めるとともに、事業者施策の情報が広く行き届くよう、「ミラサポ」などのWEBサイトやメール配信などでPRを行うなど随時工夫を凝らすことで、さらにニーズや実態に即した運営を目指されたい。

あわせて、全国515の商工会議所では、中小企業・小規模事業者の幅広い経営課題の解決を通じ、地域の活力強化の一翼を担っている。については、商工会議所が円滑に事業を進められるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を行われたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省、法務省、他関係府省庁＞

- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、中堅企業への支援拡充等
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した施策の運用（施策PRの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、申請や報告に係る書類の簡素化、助成金等に係る審査期間の短縮）
- 平成32年を目途に施行される改正民法（債権関係）について、法務対応力が相対的に弱い中小企業・小規模事業者の対応力底上げのための、改正内容に関する徹底した普及啓発の推進

(2) 中小企業の販路開拓支援強化

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品を作るのみならず、それを求める顧客に販売する販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業の販路開拓は知り合いの紹介など、ルートが限られていることから、小規模事業者持続化補助金などの販路開拓支援策を継続すべきである。また、年々存在感を増すインターネット通販をはじめとするEC市場は経済産

業省の調査によると 15 兆円と 5 年間で倍増している。新たな販売手法は既存の事業者にとっては大きな脅威であるものの、うまく取り入れることでさらなる成長も期待できることから、EC サイトの導入や活用、および販売促進への支援を行うべきである。

また、市場や消費者のニーズにマッチした商品を提供するためには、マーケティングを精緻に行う必要がある。中小企業が天候や販売実績などから消費行動を把握できるよう、マーケティングの後押しを進められたい。近年、大企業ではビッグデータを活用したマーケティングを行い、市場ニーズを把握しているが、人材やノウハウの乏しい中小企業にとって、ビッグデータの有効活用は単独では困難であることから、RESAS（地域経済分析システム）の活用に向けた環境整備を行うなど、ビッグデータの活用支援を図られたい。

【要望内容】 <経済産業省、総務省、内閣府>

- 小規模事業者持続化補助金の継続、および予算の拡充
- 販売チャネルの多様化に対応し、新たなツールを活用する事業者等へ支援（ECサイトの導入や活用支援等）
- 天候や販売実績など様々なデータを活用した中小企業・小規模事業者のマーケティングの後押し
- ビッグデータの中小企業による活用の支援（RESAS（地域経済分析システム）の活用に向けた環境整備など）

(3) 中小企業の金融支援強化

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業の資金繰りは改善傾向にある。しかしながら、飛躍が期待される中小企業に十分な資金が行き届くためには、担保や保証に頼らず、企業の事業性や将来性に基づいた融資を行うべきであり、そのためには金融機関の「目利き力向上」が求められる。金融庁も同様の趣旨により、昨年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を策定していることから、企業と金融機関が情報を共有し、情報の非対称性を解消することが期待される「ローカルベンチマーク」の活用とともに、法人と個人の明確な分離により早期事業再生や円滑な事業承継に資する「経営者保証に関するガイドライン」の周知徹底を推進されたい。

また、IoTなどが進展する中で、IT企業の育成は重要であるものの、情報通信業は多重下請構造にあり、規模が小さくなるほど、収益力・財務力が脆弱である。今後、重点的な支援を行うべく、低金利かつ経営改善に資するマル経融資制度での規模要件の緩和（5人→20人）を行うとともに、利用件数増加による金利上昇を防ぐため、予算枠の拡充を図られたい。

現在、47都道府県に設置されている「再生支援協議会」は、2015年度に1,700件超の相談が寄せられるなど、経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっている。本協議会は2018年3月末で法的期限を迎える産業競争力強化法が設置根拠法となっていることから、同法を確実に延長するとともに、支援体制を強化すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、金融庁、法務省、他関係府省庁＞

- 企業の事業性に基づいた中小企業融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用等）
- 「経営者保証に関するガイドライン」の経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
- IT企業育成のため、マル経融資における情報通信業の規模要件の緩和（5人→20人）
- マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の大幅拡充、取扱期間（2018年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（2018年3月31日まで）の延長・恒久化
- 「再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく中小企業・小規模事業者支援体制の延長・強化（経営改善計画作成支援の拡充等）
- 民法改正を受け、債権譲渡を活用した中小企業の資金調達の円滑化に向けた仕組みを構築すべく、関係省庁の連携による債権譲渡等に関する指針・ガイドライン等の整備

2. 適正な対価負担の実現や取引条件の適正化に向けた環境の整備

近年、原材料価格をはじめとする事業コストの上昇の他に、取引先からの取引条件がより一層厳しいものになっており、下請中小企業は、発注企業より厳しい値下げ要求やコストのしわ寄せ、不合理な行為など、厳しい取引条件を強いられるケースが見受けられる。係る状況の中、昨年9月に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」などを受け、12月に下請振興基準、下請運用基準の改正、手形の通達の見直しがされたことは評価するが、これをもって中小企業の厳しい状況が直ちに改善する訳ではない。「下請代金法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在17業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図り、下請取引、および中小企業取引の適正化を進めるべきである。あわせて、取引先が技術やノウハウなどの知的財産を不当に吸い上げることのないよう、独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインを拡充されたい。

また、現在人手不足が深刻化する中、「多様な人材の活躍」と「生産性向上」の両方を達成する上で「働き方改革」は重要な取り組みであるが、大企業の「働き方改革」の影響による、業務賦課や不公正な取引条件などの下請企業へのしわ寄せを防止すべく、監視の強化を図られたい。

あわせて、2019年10月に予定されている消費税10%引き上げ時における円滑な価格転嫁を実現するとともに、新たに導入される軽減税率に円滑に対応できるよう、「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充や周知徹底を図られたい。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府等＞

- 下請代金法・独占禁止法の運用強化・徹底
- 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の一層の充実、普及啓発、実効性の確保
- 取引先による不当な技術やノウハウの吸い上げに対する、独占禁止法のガイドラインの拡充などの断固たる措置
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務賦課や不公正な取引条件などの下請企業のしわ寄せの防止、監視強化
- 消費税引き上げ時の円滑な価格転嫁や軽減税率対応を実現するための「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充

3. 国際展開の後押し

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が強まっており、その方法も直接投資に限らず、輸出入やインバウンド対応など様々である。また、近年では工業製品のみならず農林水産品の輸出が拡大し、地域活性化に資するものとして期待されている。

経済連携協定の締結は、関税や通商規則、サービス貿易に係る障壁などが取り除かれ、ヒト・モノ・カネの動きが円滑になることで、経済の活性化に寄与し、大企業のみならず中小企業にも恩恵をもたらすものである。ついては、7月6日に大枠合意に至った日EU・EPAの国内の批准手続きの速やかな実施やTPPの早期発効に向けた動きを加速させるとともに、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTAなどの広域的な経済連携、および交渉中の二国間EPAを早期に締結すべきである。あわせて、中小企業が国際展開に臨むにあたっては、情報や人材が大企業に比べて圧倒的に不足していることから、昨年発足した「新輸出大国コンソーシアム」を活用したさらなる支援体制の充実を図るとともに、中小企業のグローバル人材の確保・育成のため、関連施策の拡充、および利便性向上を図られたい。

わが国は優れた技術やサービス、製品、コンテンツなどを有しているものの、個社によるPR・販路開拓だけでは効果的とはいえない。ついては、政府自らが戦略的かつ継続的な情報発信を行い、日本の魅力やジャパンプランド向上に努めるとともに、模倣品や海賊版の徹底的な対策により、権利侵害を防がれたい。また、海外での販売にあたっては、海外展示会など販路開拓の支援が重要である一方、各国・地域によって必要な規格や認証が異なることが、海外への進出や輸出の大きな障壁となっている。国際標準や認証等を活用した中小企業の好事例の展開や、各国の標準規格（CEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用の補助を創設されたい。

【要望内容】 <経済産業省、外務省>

- TPPやRCEPなど、中小企業の国際展開の環境整備に向けた経済連携協定の推進
- 中小企業における「グローバル人材」の育成、および関連施策の利便性向上
- 日本の製品やサービス、コンテンツ輸出に向けた日本の魅力やジャパンプランドの発信強化
- 政府の定める重点国において、国が主導して日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置、ならびにコンテンツの輸出促進のための「ジャパン・ハウス」での重点的PR、「J-LOP4」事業の推進
- 模倣品・海賊版対策における中小企業に対する支援（国内外での取締り強化、侵害時の政府機関の積極的関与）
- 中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展示会出展支援の強化、戦略的かつ継続的な情報発信による日本の中小企業・日本製品の認知度向上支援等）
- 国際標準・規格・認証に関する情報や好事例の提供強化、および取得に向けた活動や費用に関する助成制度の創設

4. 中小企業の成長戦略を後押しする税制の実現

わが国の持続的な成長に向けては、地域経済の主役たる中小企業・小規模事業者の活力強化が欠かすことができないことから、その活力を削ぐ税制を見直し、事業者が積極的に事業展開を行えるよう環境整備を行う必要がある。具体的には、前向きな設備投資を阻害している償却資産に

係る固定資産税の廃止を検討されたい。また、外形標準課税の中小法人への適用拡大は、賃金への課税が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすとともに、賃金引き上げの政策にも逆行し、経済の好循環を阻害するものであるため、断固反対する。あわせて、欠損金繰越控除の利用制限、留保金課税の中小企業への適用拡大についても、大法人に比べ、資金調達の手段が限られ、経営基盤の不安定な中小法人に大きな負担を課すことから反対である。

来年度は三年に一度実施される固定資産税の評価替えの基準年であるが、商業地等の地価は都市部では上昇傾向にあり、据置措置が廃止されれば、固定資産税負担が増加し、中小企業の経営に大きな影響を与えることから、同措置、および条例減額制度を確実に延長すべきである。

既述のとおり、経営資源が限られている中小企業にとって、規制・行政手続きは大きな負担となり、生産性を低下させていることから、納税事務負担の軽減に努められたい。

【要望内容】 <財務省、総務省>

- 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税、事業所税の廃止
- 中小企業の経営基盤を毀損する税制措置への反対（外形標準課税の適用拡大や欠損金繰越控除の縮減に対する反対等）
- 商業地等に係る固定資産税の据置措置の継続、条例減額制度の延長
- 中小企業の生産性向上に資する納税事務負担の軽減（申告・納税手続きの電子化の推進、ワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納税期限等を統一等）

5. 中小企業が安心してビジネスを行うために必要な環境整備や制度改革の実現

(1) 社会保障制度改革の徹底を通じた社会保険料負担の軽減

中小企業・小規模事業者が将来に対して不安を持ち、積極的な設備投資などに踏み切れない要因のひとつとして、わが国が直面している「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題が挙げられる。また、制度を支える社会保険料は増加の一途を辿っており、事業主負担は限界に近づきつつある。社会保障制度における重点化・効率化を徹底するとともに、余力ある高齢者の負担割合をより高めていくなど世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引き上げなど、改革の推進により、現役世代や事業主の社会保険料負担軽減を図るべきである。

また、2019年10月に延期されている消費税10%への確実な引き上げを実施するとともに、少子化対策・子育て支援は必要不可欠であるものの、その費用は安定財源の確保のためにも税による恒久財源から支出すべきである。

【要望内容】 <厚生労働省、財務省、内閣府>

- 社会保障制度における重点化・効率化の徹底とともに、世代間における公平な負担の分配や受益者負担の適正な引き上げなど改革の推進により、現役世代や事業主の社会保険料負担を軽減すべき
- 2019年10月の消費税率10%への確実な引き上げ
- 少子化対策・子育て費用は企業だけではなく、社会全体の負担（税）による恒久財源で手当てすべき

(2) 環境と経済を両立するエネルギー政策

産業用電気料金は東日本大震災以降、高止まりが続いており、電力多消費産業をはじめとする製造業はもちろん、幅広い産業に悪影響が及んでいる。加えて、2012年より開始した再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）に基づく賦課金負担により、事業主は過重な負担を強いられてきた。政府は本年4月に改正FIT法を本格施行し、未稼働案件の発生を防ぐ新認定制度の創設や大規模事業用太陽光を対象とする入札制度の導入等を通じて、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を目指している。これらの取り組みの結果を十分に検証し、より効果的な制度への見直しを図るとともに、将来的にはFITに頼らない再生可能エネルギーの自立に向けて努められたい。

また、電力料金の抑制には、省エネに対する事業主の自主的な行動も必要であるが、本年3月の経済産業省と日本商工会議所による調査によると、地球温暖化問題に関心があり、対策に取り組む意欲があっても、費用捻出が難しく、専門人材の不足や具体的な取組内容への理解の不足等により、地球温暖化対策に取り組めていない中小企業も多い。ついては、中小企業の経営改善や業務効率化を通じた省エネ対策の取組促進に向け、ハード・ソフト両面で支援されたい。

あわせて、スマートエネルギー化の推進において、「水素エネルギー」はエネルギー源の多様化や災害時の非常用電源としても期待される。推進にあたっては、安全性の担保を前提としつつ、低コスト化や導入の容易さの向上を図るための規制緩和や技術開発等の推進を支援されたい。

【要望内容】＜経済産業省、環境省、内閣府＞

- 安全が確認された原子力発電の順次速やかな運転再開
- 再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）見直しの一環として導入された大規模事業用太陽光を対象とする入札制度実施後の検証とその結果に基づくより効果的な制度への見直し
- 再生可能エネルギーの発電コスト低減に向けた技術開発の支援、再生可能エネルギーがFITに依存せず電源として自立するために講じるべき施策の検討
- 中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援
- 水素エネルギーの積極的な活用に向けた保安・設置規制に関する課題の検討、低コスト化や導入の容易さ向上のための技術等の研究開発の推進

(3) 東京・首都圏の国際競争力の強化

東京はわが国の経済成長を牽引するエンジンであり、「東京のさらなる発展」と「地方創生」はわが国の成長に必要な車の両輪である。その実現に向けては人流・物流を活発化し、民間投資や広域観光需要を誘発する社会資本整備は欠かすことができない。特に、様々な主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで、新たな活力や付加価値を生み出し、災害リスク低減にもつながる「対流型首都圏」への転換のためには、陸・海・空の交通ネットワーク強化と都市防災力の向上が重要である。外環道（関越～東名間）をはじめとした道路ネットワークの形成や、首都圏空港や京浜港の機能強化、および首都直下地震に備えた耐震化や帰宅困難者対策、インフラ老朽化対策などの防災・減災対策の推進による都市防災力の強化に向け、着実、かつ迅速に取り組まれたい。

【要望内容】＜国土交通省、内閣府＞

- 国家戦略特区を活用した国際的ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出
- 陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道の整備促進や都心と首都圏空港間のアクセス改善、京浜港の整備促進、首都圏空港の更なる機能強化等）
- 都市防災力の強化（耐震化推進や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策の推進等）、インフラ老朽化対策

6. 観光立国や地域活性化に向けた取り組みの加速

観光は関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済波及効果をもたらすばかりではなく、魅力ある都市の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。訪日ビザ発給要件の緩和や消費税免税制度の拡充等を背景に、訪日外国人旅行者数は2016年に2400万人を超え、今後も増加が続くことが予想されている。こうした中、3年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に日本の魅力を発信できる絶好の機会である。我が国が真の観光立国となるためにも、本大会を好機として捉えながら、様々な観光振興策に取り組んでいく必要がある。

具体的には国内外の旅行者を惹きつける観光資源の磨き上げや、多言語対応などのインバウンドの受入環境整備、観光プロモーションの展開やMICEの誘致に取り組まれない。とりわけ、リピーターとなりうる訪日外国人旅行者は日本の生活・文化体験（コト消費）を求めていることから、ニーズに対応した観光資源の磨き上げは急務である。

また、「地域ブランド」や、「聖地巡礼」と言われる映画等の舞台となった場所は、送客効果が高いことから、地域の活性化に大きく寄与する。地域ブランドを高める「地域団体商標制度」や「地理的表示保護制度」の利用促進とともに、映画・アニメなどのコンテンツについて、輸出拡大や、観光・スポーツ・ヘルスケアなど他産業との連携による関連商品・サービスの収益力強化を後押しされたい。

【要望内容】＜国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省、特許庁、他関係府省庁＞

- 観光資源の磨き上げ、広域連携の強化（観光資源の開発や、まち歩きを楽しめる環境整備）
- 観光産業を基幹産業へ育てる取り組みの強化（インバウンド需要獲得に向けた多言語対応や通信環境整備などの利便性向上、観光プロモーション促進やMICE誘致の促進）
- 地域資源の権利化・ブランド化の促進（地理的表示保護制度や地域団体商標の権利者に対する販売支援、伝統工芸品や地域の工業製品など非農林水産品への地理的表示保護制度の対象拡大）
- 映画やアニメなどコンテンツの輸出拡大、フィルムコミッション推進、観光・スポーツ・ヘルスケアなど他産業との連携を促す取り組みの強化（交流会の開催等）

以上

2017年度第5号
2017年7月14日
第697回常議員会決議